

近世都市ライプツィヒにおける

治安維持人員の行動とそれに対する認識

齋藤敬之

はじめに

治安維持を図るための規制や組織、人員はあらゆる時代や地域に存在するが、まず想起されるのが、「常勤で専門的に育成され、制服、権限、武器、階級等が法・制度的に明確に規定」され、「一般社会成員から遊離し、独自の団体精神にもとづいて一定の秩序を統制する」組織である警察であろう。しかし、かかる意味での警察の存在は前近代社会、例えば近世ドイツ社会では自明ではなかった⁽⁴⁾。当時の特質として、治安維持人員以外にも公権力自身による査察や住民の参加など、複数の担い手が併存していた点が挙げられる⁽⁵⁾。このような治安維持に関する種の「非専門性」を前提とすれば、治安維持人員の構造や行動を当時の

社会的文脈において把握することが重要になる。

すでに近世ドイツ史研究では、よき秩序の維持や構築を旨指すいわゆるポリツァイ規範による社会生活のあらゆる領域への規制といった立法レベルでの発展と、そのための制度や人員の整備といった行政レベルでの発展とが並行していたことが論じられている。なかでもA・ホーレンシュタインらによる論文集は後者それ自体をテーマとし、治安維持人員の問題を通じて秩序や治安の維持をめぐる行政上の実践の特質を明らかにした⁽⁶⁾。とくに、治安維持人員による賄賂や不正、暴力及びそれらによる悪評や不名誉という言説が存在し⁽⁷⁾、公権力の規範を適用する際に困難や障害が生じていた点が重要である。なかでも彼らによる暴力の行使は当時の特質の一つとして扱われてきた⁽⁸⁾。これについて

は一五、一六世紀ニュルンベルクの事例研究が注目に値する。V・グレーブナーは、人員数の少なさと執行力の弱さの裏返しとして彼らが示威的に暴力的であり、それが公権力による秩序維持にとって必要なものであったことを強調した⁹⁾。他方でA・ベントラーゲやU・ヘンゼルマイアーは、治安維持人員が住民間の争いへ介入した際に「不名誉である」というレッテルの下で中傷や抵抗に遭いその心酬として暴力を行使していたことを指摘し、当時の暴力の社会的文脈に位置づけ、人員のみが目立って暴力的であったという見方を修正した¹⁰⁾。またC・A・ホフマンも、一六世紀アウクスブルクにおける違反行為に対する近隣住民(Nachbarschaft)によるコントロールの意義を扱う論考で、暴力沙汰を起こした市民をいささか乱暴に取り押さえようとした見回り人が、近隣住民によって非難され、取り押さえた市民を解放せざるを得なかつた事例を取り上げた¹¹⁾。ここから、見張り役が暴力沙汰に対する保護手段として機能している一方、違反行為と制裁とのバランスがとれていないと近隣住民に判断された場合には、彼ら見張り役は公権力による抑圧の手段であると見なされて厳しい抵抗に遭ってしまうという緊張関係を指摘した¹²⁾。

本稿では、こうした治安維持人員と暴力をめぐるホフマンらの議論を前提しながら、彼らの行動や対応がどう認

近世都市ライプツィヒにおける治安維持人員の行動とそれに対する認識

識されていたのかを検討する。その際、先行研究がそれほど十分に扱っていない点として、人員の行動や暴力の行使をめぐる人員、争いの当事者、目撃者の認識や描写の相違及び競合を裁判での尋問記録から再構成することを試みたい。この試みは、「正当な暴力と不当な暴力との境界はどこにあり、正当化の戦略はいかなるものだったのか」という問題提起¹³⁾とも対応し、治安維持人員の行動を当時の文脈において把握するために重要であると思われる。

本稿では、ザクセン選帝侯領に属する大学都市ライプツィヒを分析対象とする。以下で見るように、ライプツィヒの治安維持人員は都市住民だけでなく異なる裁判権に服する大学関係者、とくに若い学生にも対処しなければならなかつた。学生への対処は容易に衝突を招いており、治安維持人員を巡る緊張関係や彼らの行動の難しさがより明確に見出せると仮定できるのである。

第一章 ライプツィヒの治安維持人員の 任務とその特質

(1) ライプツィヒの治安維持人員

まずライプツィヒの治安維持人員の構成と任務について確認しておく。ライプツィヒでは、一五世紀以降に都

市参事会の支配体制の伸長とともに人員の任用が見られるようになった。主として構成していたのは夜回り人(Nachtzirler)や都市下僕(Stadknecht)であった。彼らは市場長官(Markmeister)の指揮下に置かれ、夜間の見回りや違法行為を行う者の捕捉や拘禁の任に当たった¹⁶。さらに都市下僕は刑の執行のために裁判所廷吏(Froh/ Gerichtsfröh)の補佐をも担うなど、任務の多様性に特徴づけられた¹⁷。逆に一五五八年三月一〇日に採用されたUrban Harrの例のように、廷吏といった別の任務にある者が夜間の見張りを務めることもあったようである¹⁸。

ここで挙げた人員は、とくに一六世紀以降(実際に出動する時以外には)番所にいることが多くなつたため、彼らを補完する目的で一五二〇年に新たに鐘鳴らし人(Stundenrufer)二名が採用された¹⁹。彼らの任務は夜間に市中を見回り、火災や騒ぎを発見し、見張り役などに知らせることであった。

(2) 大学都市における構造的特徴

ところで、大学都市における治安維持人員をめぐる構造的特徴にも言及する必要があるだろう。大学自身も一方で大学規約(Universitätsstatuten)などの規範によって大学構成員の日常生活や行動を規定し、他方で固有の裁判権

を有していた。しかし、固有の執行力を持たなかつたため、大学敷地外で違反行為をした者を取り締まるには都市の治安維持人員に依拠しなければならなかつた²⁰。この際見逃せないのは、都市の治安維持人員がしばしば手工業者から任用され、あるいは彼らの副業としても成り立っていた点である²¹。これについて、フライブルク大学(一四五七年設立)の状況を扱ったB・クルーク・リヒターは、都市の役人以外に同職組合の構成員も都市の警備任務を引き受けなければならなかつたため、フライブルク市民と大学構成員との間の争いはらんだ関係やさまざまな男性若者集団間のライバル関係が、見張り役と学生との衝突に作用したことを指摘した²²。

このような構造を背景とした大学構成員、とくに若い学生との緊張関係は、一四〇九年に大学が設立されたライプツィヒにおいても確認される²³。例えば早くも一四二二年の大学規約追加規定にて、夜回り人や都市下僕を攻撃した者には罰金刑か拘禁刑が科されることとされている²⁴。他方で、都市と大学との間で捕捉権や裁判権の権限分掌をめぐる協議と合意が図られている。一四二九年には、武器を持つたり覆面をしたりしてうろついている学生、口頭あるいは物理的に見回り役を攻撃した学生を捕捉し投獄することが確認されている²⁵。類似の合意が早くも一四五二年、一

四五八年、一四六六年に見られることから、治安維持人員をめぐる問題が都市と大学の権限の問題にも関わる難しいテーマであったとそれぞれの当局が早くから認識していたことがわかる。²⁶さらに、こうした権限分掌をめぐる摩擦は一五世紀に限られたものではなかった。例えば一五七〇年代以降のザクセン選帝侯主導による大学改革の文脈で都市・大学間で締結された一五八〇年及び一六〇五年の協定 (Kompaktaten) では、多岐にわたるテーマの一つとして扱われていた。²⁷それゆえ、治安維持人員の権限を巡る問題は、大学都市の治安維持、さらには都市・大学間の権力関係に関わる構造的かつ恒常的な問題と理解してよいだろう。

取り締まりの際の摩擦や衝突は裁判記録からも窺える。²⁸例えば一六〇二年一月八日の夜には、何人かの若い男たちが喚声を上げたり叫んだり歌ったりしながら (*geiauchzeit, geschrien, und gesungen*) 市庁舎前の広場へとやって来た。番所にいた見張り長が男たちに向かって「もう遅いのだから落ち着きなさい (*sie soltens bleiben laßen, weil es über die zeit were*)」と注意した。²⁹その後まもなく、すでに広場にいた都市下僕 Barthel Wützenberger が男たちと遭遇し、うち一人によって靴から抜いた細剣で (*mit dem bloßen rappir*) 急襲され負傷

した。その襲撃に気づいた別の都市下僕たちは、その後若者たちが逃げ込んだ家に急行したが、若者たちは戸を閉ざし下僕たちに石を投げて反抗したのだった。³⁰

また、一六一七年四月一〇日の夜には、ある青年貴族 (*juncken*) が付き人の若者にバグパイプ (*hummelgen*) を奏でさせながら夜間に歩いているのを市場長官 Simon May や見張り役が見つけ、彼らの騒音を注意した。その際青年貴族は「他人には関係ありません、私のために奏でているのです。でもじきに家に帰りますよ (*ich thue niemants nicht habe meine musica also vor mich, will aber baldt zu hause gehen*)」とのみ応じている。³¹しかしその後、彼ら若者は別の場所でも楽器を演奏し続けながら練り歩いており、その際に May は、槍を地面に打ち付けながら「立ち去れ」と言い、強い態度に出ている。それにもかかわらず青年貴族は、警告を聞き入れず、ある博士の家の前で助けを呼んだ。³²そして、そこに滞在していた若者ないし学生二〇人ほどが武器を持って駆けつけ、見張り役を襲撃した。May が「落ち着きなさい、君たちには何もしなさい (*ih junckern thut gemacht, thun wir euch doch nichts*)」とんだめたにもかかわらず、³³彼自身が負傷する事態となつてしまった。

このように、治安維持人員は住民だけでなく学生をはじめ

めとする大学関係者の違反行為や暴力行為への対処の「最前線」に立っていた。とくに若い学生は喚声や歌といった音響上の点だけでなく挑発的かつ示威的という点からも耳に留まりやすい行動をしており、治安維持人員は平穩の維持やその後に生じ得る暴力沙汰の予防のために、警告などの形で対処しなければならなかったのである。

第二章 「適切な」対応？—一六二〇年の事件に見る治安維持人員の行動をめぐる描写

さて、「最前線」に立つ治安維持人員の行動や対応は当事者や目撃していた住民にどのように受け止められていたのだろうか。先の事例に見られたように、取り締まりの際の人員への反抗が目にと留まったのだろうか。以下、治安維持人員の行動及びその説明と彼らの行動を目撃した近隣住民の説明との間に食い違いが見られる例として、公証人 Johann Klipstein が見張り役に攻撃され負傷したという一六二〇年四月二三日の事件に関する裁判手続を取り上げたい。

(1) 治安維持人員の行動に関する相反する証言

Klipstein の負傷には、おそらく彼のところに下宿して

いる若者たちが広場で喚声や叫び声を上げる (*geschrietz vundt geschriehem*) など挑発的な行為をしたため見張り役に追い立てられたという前史が存在した。それゆえ見張り役は、まず裁判手続中の一般糾問 (*Generalinquisition*) の段階において、広場だけでなく Klipstein の家の近辺のカタリーネン通りに逃げてきた後も若者たちが挑発的かつ粗暴に振舞っていたことを証言している。その一方、Klipstein の家や彼への攻撃については大半の者が明言していない。このように見張り役の報告は、若者たちの粗暴な振る舞いによって自分たちが Klipstein の家に殺到し（若者たちを引き渡させるために）攻撃しなければならなかったという状況を強調する意図があった。

ところで、治安維持人員ととくに学生との衝突に関して、クルーク・リヒターはフライブルクの事例から、常に学生の側が争いのエスカレートを刺激するわけではなく、見張り役も公権力の指示や命令に則らずに、学生による挑発行為に対して注意を促すような穏便なやり方をとらずに反応してしまうこともあったと指摘した⁽³⁶⁾。それゆえ、裁判手続での主たるテーマとして見張り役から学生への中傷や挑発が扱われることもあったという⁽³⁷⁾。このことはライプツィヒの事例からも裏付けられる。前章でも述べたように、確かに若者たちの喚声や叫び声はその音響的な効

果だけでなく挑発的で示威的な効果もあったため、近隣住民も容易に気づくことができた。例えば仕立屋 *Christoff Viehweg* は若者たちの行動について以下のように証言している。

「*Klipstein* 氏のところにいる若者たちが墓場にやって来て喚声を上げていました (*gejuchzet*)。数人は大声で歌っていました。家の前に来た時、彼らは円陣を組んで、セレナーデを歌おうとしていました。短剣を持った者 (*der eine mit einem deggen*) が石の上で円を描き「振り回し」、⁽³⁸⁾「短剣が」折れて飛び散りました。」

しかし彼は同時に、見張り役たちが *Klipstein* の家や彼に振るった暴力行為をも証言しているのである。すなわち、「何人かの見張り役が忍び寄るようにやって来ました。若者たちがそれに気づいたため、彼らは家の戸の中へと走り、戸を閉めてしまいました。見張り役は二度三度殻竿で (*mit dem Aegellm*) 戸を叩き、それが明らかに「家から出てきた」*Klipstein* 氏に命中しました。さらに二度殻竿を持って突進し、戸を開けようとしてきました。その特別の見張り役もやって来て、「悪党どもに殴りかかれ (*Schlage immer auf die schelmern zue*)」と叫びました。[...] ある者が

『もう十分だろう、行こうぜ (*es ist gnung, kan lab uns nun gehen*)』と言ひ、道すがら『奴 (*Klipstein*) は禿げ頭だ、もう十分食らっただろう (*er hatte eine blatte, vumdt bekam ein guetes drauff*)』と言つた者もあれば、別の者は『おいおい、奴はまだ若いぜ、きつと耐えているだろうよ (*er ist noch iung, kans wohl aberwindem*)』とも言っていました。⁽³⁹⁾」

さらに、大半の目撃者が見張り役による挑発的かつ脅迫的な行為や実際の暴力行為に重点を置いた証言をしている点が目立つ。例えば *Margretha Penig* は、

「*Klipstein* 氏は切実かつ熱心に二度三度、『自分を殴らないでくれ、構わないでくれ、私は一市民であり他の者に何か悪さをしているわけではなく、ただ家の戸の前に立っているだけだ』と懇願していました⁽⁴⁰⁾」

と証言し、*Klipstein* に攻撃を受ける理由がないことを示唆している。これに対応する形で *Penig* は、*Klipstein* が何度も懇願したにもかかわらず見張り役はそれに気を留めずに (*sich nichts darinn gekehret*) 殴っていた、と彼らの行動をネガティブに描写する。さらには、

「見張り役の一人が『ちくしょう、お前の禿げ頭に一発お見舞いしてやったぜ (*Gots Sacrament, ich gab ihm ein guetes uff die kahle blatte*)』と言ひつゝ

した。しかしまた別の者はわざわざ戻ってきて『この悪党、この盗人、次に会ったらもっとたくさんお見舞いしてやるよ (du schelm, du dieb, wann wier dich wieder bekommen, wollen wier dier noch beßer geben)』と言つてしました⁽⁴¹⁾』と証言し、Klipsteinに対する粗暴な中傷行為を強調しているのである。

(2) 治安維持人員へのネガティブな描写

ここまで見てきたように、一般糾問において食い違った証言がなされたため、尋問項目 (Frageartikel)⁽⁴²⁾ を用いた一問一答形式による特別糾問 (Spezialinquisition) が実施されることとなつた⁽⁴³⁾。この局面でも治安維持人員と近隣住民との認識の違いが確認される。容疑者である二名の見張り役は、例えばこの騒ぎのきっかけを扱う第四項⁽⁴⁴⁾ に関して「若者が見張り役を悪党と罵つた (sie nor schelmen gescholten) 」こと以外に原因はありません⁽⁴⁵⁾』と断言している。他方で多くの目撃者たちも若者たちの騒ぎや振る舞いに気づいてはいたものの、それらと見張り役への挑発や騒ぎのきっかけとを明確には結びつけていない。

描写や認識の違いがより明確に見られるのが見張り役たちの行動に関する証言である。一般糾問の段階と同様、住

民たちの証言は見張り役たちの行動をネガティブに描写している。Klipsteinへの攻撃の状況を扱う第一〇項⁽⁴⁶⁾ について大半の証人がこれを肯定しているのである。しかし二名の容疑者はこの項目を否定するどころか、互いにもう一方の容疑者に責任をなすりつけている。容疑者の一人Julius Girsche⁽⁴⁷⁾

「同僚であるHans Rollが、Johan Klipstein氏の家のところに来た際、殻竿でKlipstein氏の首筋を殴り、頭から血を流し、そのせいで排水溝に倒れました⁽⁴⁷⁾」
と答え、他方でHans Rollは

「殻竿を振り回してもいないし、ましてやKlipstein氏に打ち付けてもいません。しかしJulius Girscheは何度も家の戸に打ち付けていました。見張り長Hans [Richter] 氏の近くにいたので、自分と見張り長とで彼を止めました⁽⁴⁸⁾」
と答えている。

続いて、見張り役たちの行動のネガティブな描写に関わるいくつかの尋問項目を見てみよう。先の一般糾問でもテーマとなつた、見張り役たちがKlipsteinの懇願を聞き入れなかつたことを扱う第一五項⁽⁴⁹⁾ について、合計八人の証人が肯定している。さらに、彼の家への攻撃を扱う第二二項⁽⁵⁰⁾、及び彼に対する誹謗中傷や挑発を扱う項目 (第二四

項、第二五項、第二六項⁽⁵¹⁾についても大半の証人が肯定している。逆に容疑者たちは、これらの質問について、自身の責任を軽くしようとする戦略を展開している。例えば Hans Roll は、第二五項への回答として「Klipstein 氏のところにいる若者と私たち見張り役がお互いに『悪党』や『盗人』という言葉を浴びせ合っていました (Klipsteins bursche und die wache hetten beiderseits mit schelmen vndl. dieben umb sich geworffen)」と発言する⁽⁵²⁾。自分たちへののみ責任があるわけではないことを強調している。第二六項については「Julius Girsche が若者たちを挑発し罵っていて (heraus gefordert, und sie gescholten)」、名前を挙げる事ができませんが、他の者たちも同様でした」と答え⁽⁵³⁾、同僚である Girsche に責任をなすりつけている。

証人たちは、目撃した光景から、見張り役たちに非があることを明確に認識していた。実際、より容疑者の責任認定に迫る第三七項⁽⁵⁴⁾についても、大半の証人が肯定している。

さて、引き続き二つの項目は被害者 Klipstein がテーマとなっている。第三八項⁽⁵⁵⁾は彼の被害の理由に迫るものであり、これについて大半の証人が否定している。他方で第三九項⁽⁵⁶⁾は被害者 Klipstein の名声や評判に関わるものとなっ

ている。一見してこの質問は事件の経過に直接関係がないようである。しかし、この質問を肯定することは、単に Klipstein をポジティブに描写することに留まらず、彼にこの事件での責任がないことを証明し、翻って加害者である見張り役の責任を強調することにもなり得た。実際、九人の証人のうち八人までもがこの質問を肯定しているのである。

(3) 小括

この一六二〇年の事件に関する尋問には、立場による証言の違いが明確に見られた。確かに若者の挑発的で示威的な行為がこの騒ぎの発端であり、見張り役はその点を強調し、それによって若者や Klipstein への対応を正当化していた⁽⁵⁹⁾。他方で近隣住民は、そのような若者の行動には気づいていたものの、見張り役ほどにはネガティブに受け止めず、むしろ見張り役による若者や Klipstein への対応を過剰かつ不当と認識し、そのように裁判で証言していた。このような違反行為と対応とのバランスへの考慮を経て、最終的に見張り役は三週間の拘禁刑に処されたのだ⁽⁶⁰⁾。

おわりに

本稿で扱ったライブツイヒの例からは、治安維持人員と違反行為をする者、とくに示威的に振る舞い、時として人員の権威を認めようとしない若者との間で衝突が生じ、一筋縄ではいかない取り締まりの様相が確認された。しかし翻って、挑発的で示威的な行動が人員を刺激し、彼らによる攻撃的な振る舞いを招くこともあった。この意味で、必ずしも人員の動員や介入が当該の争いの終結を意味するわけではなかった。これに対応して、騒ぎや争いを目撃した近隣住民は当事者の行動のみに注目していたわけではなく、人員がどう取り締まっていたのかにも注意を払っていた。これは、人員による取り締まりが治安維持にとって必ずしも唯一かつ自明のものではないと理解していたことと表れだろう。

暴力などの違反行為やその処理は（裁判での尋問という場面において）多様に解釈され描写されるものであった。換言すれば、暴力が正当か不当かという判断の境界線は可变的であった。本稿での議論からは、ある行為に関する描写の相違や競合において「犯罪」を理解することの必要性と、それによって「犯罪」として扱われる行為を当時の社

会や文化に位置付けることの可能性を指摘することができ
るだろう。

【付記】本稿は、早稲田大学特定課題研究助成費（課題番号・2018S1050）による研究成果の一部である。

註

- (1) 大日方純夫「近代日本警察のなかのヨーロッパ地域・民衆とのかかわり」（林田敏子、大日方純夫編著『近代ヨーロッパの探求—警察—ミネルヴァ書房、二〇一二年、三三三—三六八頁）、ここでは二五頁。
- (2) 遠藤哲也「ドイツ近代警察機関概史」（『海外事情』第五六巻、第七・八号（二〇〇八年）、七七—九三頁）、ここでは七八頁。
- (3) 大日方「近代日本警察のなかのヨーロッパ」、二六頁。
- (4) 松本尚子「近世ドイツの治安イメージとポリツァー—延吏から治安部隊へ」（林田敏子、大日方純夫編著『近代ヨーロッパの探求—警察—ミネルヴァ書房、二〇一二年、一七—七〇頁）、ここでは一九頁。
- (5) 齋藤敬之「近世都市における治安維持の担い手—一六世紀後半ライブツイヒのよそ者対策を例に—」（『西洋史論叢』第三四号（二〇一二年）、四七—五九頁）。

- (6) Holenstein, André/ Konersmann, Frank/ Pauser, Josef/ Sälter, Gerhard (Hg.), *Policy in lokalen Räumen. Ordnungskräfte und Sicherheitspersonal in Gemeinden und Territorien vom Spätmittelalter bis zum frühen 19. Jahrhundert*, Frankfurt am Main 2002.
- (7) J・ノヴォザトコはバイエルンを事例に、「一七世紀以降公権力と社團（とくに同職組合）との摩擦の中で死刑執行人や廷吏などへの不名誉性の言説が強まったこと」を論じた。Nowosadtko, Jutta, *Umsrittene Standesgrenzen: Ehre und Unehrllichkeit der bayerischen Schergen*, in: Schreiner, Klaus/ Schwerhoff, Gerd (Hg.), *Verletzte Ehre. Ehrkonflikte in Gesellschaften des Mittelalters und der Frühen Neuzeit*, Köln 1995, S. 166-182, hier S. 167. この議論は、「一六世紀ニュルンベルクの治安維持人員が不名誉な出自を持つ者でもアウトサイダーでもなかったという」ことを明らかにした。A・ヘントラーゲの研究とも対応す。Bendlage, Andrea, *Henkers Heilbruder. Das Strafverfolgungspersonal der Reichsstadt Nürnberg in 15. und 16. Jahrhundert*, Konstanz 2003. 我が国でも佐久間弘展が、同職組合による治安維持人員に対する蔑視がすでに一六世紀後半に見られるようになり、一七世紀に入るとより厳しくなったことを実証した。佐久間弘展『若者職
近世都市ライプツィヒにおける治安維持人員の行動とそれに対する認識
- 人の社会と文化 一四一―一七世紀ドイツ』青木書店、二〇〇七年、pp.124-130、四一―三〇五頁。
- (8) 松本「近世ドイツの治安イメージとホリツォート」三七頁。
- (9) Groebner, Valentin, *Der verletzte Körper und die Stadt. Gewalttätigkeit und Gewalt in Nürnberg am Ende des 15. Jahrhunderts*, in: Lindenberger, Thomas/ Lüdke, Alf (Hg.), *Physische Gewalt. Studien zur Geschichte der Neuzeit*, Frankfurt am Main 1995, S. 162-189, hier S. 189.
- (10) Bendlage, Andrea, *Städtische Polizeidiener in der Reichsstadt Nürnberg im 15. und 16. Jahrhundert*, in: Dinges, Martin/ Sack, Fritz (Hg.), *Unsichere Großstädte? Vom Mittelalter bis zur Postmoderne*, Konstanz 2000, S. 85-99; Henselmeyer, Ulrich, *Dienst-Ehre-Gewalt. Überlegungen zur Interpretation der Gewaltdeinguenz von Stadtrechten und Bütteln in der spätmittelalterlichen Stadt*, in: Holenstein, André/ Konersmann, Frank/ Pauser, Josef/ Sälter, Gerhard (Hg.), *Policy in lokalen Räumen. Ordnungskräfte und Sicherheitspersonal in Gemeinden und Territorien vom Spätmittelalter bis zum frühen 19. Jahrhundert*, Frankfurt am Main 2002, S. 55-70; Bendlage, Andrea/ Henselmeyer, Ulrich, *Zur Monopolisierung des*

Straterechts. Gesellschaftliche Relevanz und Reichweite obrigkeitlicher Normen in der Reichsstadt Nürnberg im 15. und 16. Jahrhundert, in: Schlosser, Hans/ Sprandel, Rolf/ Willoweit, Dietmar (Hg.), *Herrschaftliches Strafen seit dem Hochmittelalter. Formen und Entwicklungsstufen*, Köln 2002, S. 311-329.

(11) Hoffmann, Carl A., Nachbarschaften als Akteure und Instrumente der sozialen Kontrolle in urbanen Gesellschaften des sechzehnten Jahrhunderts, in: Schilling, Heinz (Hg.), *Institutionen, Instrumente und Akteure sozialer Kontrolle und Disziplinierung im frühneuzeitlichen Europa*, Frankfurt am Main 1999, S. 187-202, hier S. 187.

(12) Hoffmann, Nachbarschaften, S. 188.

(13) Hohkamp, Michaela, Grausamkeit blutet, Gerechtigkeit zwackt. Überlegungen zu Grenzziehungen zwischen legitimer und nicht-legitimer Gewalt, in: Eriksson, Magnus/ Krug-Richter, Barbara (Hg.), *Streitkulturen. Gewalt, Konflikt und Kommunikation in der ländlichen Gesellschaft (16.-19. Jahrhundert)*, Köln 2003, S. 59-79, hier S. 63f. ㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿の指摘
㉙ Baumann, Peter, Sind wir wirklich so zivilisiert?

Fragen zu Norbert Elias' Zivilisationstheorie, in: *Sozialwissenschaftliche Informationen* 25 (1996), S. 81-86 に見られる。

(14) 以下の拙稿ですでに論じているので参照されたい。齋藤敬之「一五世紀後半フレイブツイヒにおける都市内平和・治安維持政策の進展―ポリソツナイ案件を中心に―」(『比較都市史研究』第三二巻、第二号(二〇一二年)、四三―五八頁)、フツヅは五五―五六頁。齋藤敬之「都市社会におけるロコモニケーシヨとしての暴力―近世大都市ライフツイヒにおける学生の暴力行為に関する予備的考察―」(『比較都市史研究』第三三巻、第一号(二〇一四年)、一―二八頁)、フツヅは二一―三三頁。

(15) Rachel, Walther, *Verwaltungsorganisation und Ämterwesen der Stadt Leipzig bis 1627*, Leipzig 1902, hier S. 143f. ㉙㉚ Bräuer, Helmut, *Im Dienste des Rates. Ordnung und Machtrealisierung durch Ratsbedienstete in einigen Städten Obersachsens und der Lantsitz zwischen 1500 und 1800*, Leipzig 2013, S. 87-90 ㉙参照。

(16) 例え、一四六五年三月一三日の参事会決定が規定されている。同決定の抄訳は、齋藤「都市内平和・治安維持政策の進展」五五―五六頁を参照。㉙

(17) Rachel, Verwaltungsorganisation und Ämterwesen,

- ケーションとしての暴力」一六頁。一四五八年については、Zarncke, Die Statutenbücher, S. 63. 治安維持人員による学生への取り締まりの問題がより高次元のものへと転化していったことは、Schuh, Maximilian, Von alten Bürgern und jungen Studenten im spätmittelalterlichen Ingolstadt. Universität und Stadt im Generationenkonflikt?, in: Häberlein, Mark/ Kuhn, Christian/ Höhl, Lina (Hrsg.), *Generationen in spätmittelalterlichen und frühneuzeitlichen Städten (ca. 1250-1750)*, Konstanz 2011, S. 73-92, hier S. 91を参照。
- (27) この二つの協定の分析は今後の課題としたい。
- (28) ここでは、以下の註で示すようにライプツィヒ市立文書館 (Stadtarchiv Leipzig) 所蔵の都市裁判所の記録「ライプツィヒ大学文書館 (Universitätsarchiv Leipzig) 所蔵の大学内での裁判の記録を用いる。
- (29) StadtAL, Richterstrube, Strafakten, Nr. 129, fol. 2r.
- (30) この事件では犯人は特定されておらず、本件を扱った裁判記録は、被害を受けた都市下僕 Würtzenberger や同僚たちの証言記録からのみ成り立っている。
- (31) Universitätsarchiv Leipzig (以下 UAL), GA, III, M, Nr. 1, fol. 2v-3r.
- (32) E・リアマンがフライブルクの事例から論じたように、ここに見られる一連の青年貴族の態度の背景として、貴族出身の若者や学生はしばしば見張り役の權威を認めようとせず、貴族の出自でありかつ大学に属しているという二重の意味での特権的地位に立脚していたことが挙げられる。Liermann, Elke, Muffen, Wetzzen, Raupen, Freiburger Studentenhändel im 16. und 17. Jahrhundert, in: Braum, Tina/ Liermann, Elke, *Feinde, Freunde, Zechkumpane, Freiburger Studentenkultur in der Frühen Neuzeit*, Münster 2007, S. 29-119, hier S. 45.
- (33) UAL, GA, III, M, Nr. 1, fol. 4v.
- (34) とくに喚声を上げる Jauchzen という行為はその典型であり、次章で扱う事例でも確認できる。この行為については Siebenhuner, Studenten vor dem Freiburger Universitätsgericht, S. 84. Liermann, Freiburger Studentenhändel, S. 56f.
- (35) 糾問手続 (Inquisitionsverfahren) における一般糾問と後述する特別糾問との区別については、紙幅の関係上ここでは詳述できないが、前者は証拠収集など犯罪行為 (罪体 corpus delicti) の解明を目的とし、後者は前者を踏まえて犯人の特定とその責任認定、量刑の確定を目的としていた。これについては差し当たり、J・ブルネマン著、上口裕訳『近世ドイツの刑事訴訟』成文堂、二〇一二年、とくに一八一―二一頁、三六五―三六七頁を参照。
- (36) Krug-Richter, Barbara, Von Messern, Mänteln und

Männlichkeit. Aspekte studentischer Konfliktkultur im frühneuzeitlichen Freiburg im Breisgau. in: *Wiener Zeitschrift zur Geschichte der Neuzeit* 4 (2004), S. 26-52. hier S. 35.

(37) クルーク・リヒターは一五九〇年九月の事件を紹介している。Krug-Richter, Von Messern, Mänteln und Männlichkeit, S. 35.

(38) StadtAL, Richterstube, Stratakten, Nr. 311, hier fol. 14r. 訳文中の「」内は筆者が言い換えた箇所あることは補った箇所を示す。以下の史料引用も同様。

(39) StadtAL, Richterstube, Stratakten, Nr. 311, hier fol. 14r-15r. 麻織物「Jacob Lindener」同様の証言を「1759」 Ebd., hier fol. 11r-11v.

(40) StadtAL, Richterstube, Stratakten, Nr. 311, fol. 15v-16r.

(41) StadtAL, Richterstube, Stratakten, Nr. 311, fol. 16r.

(42) この裁判では四六項目が用意されている。

(43) 二人の容疑者及び九人の証人が尋問されている。

(44) StadtAL, Richterstube, Stratakten, Nr. 311, fol. 20r: 「Johan Klipstein 氏の「1730」の若者たちが家に帰る際に喚声を上げたり大声で歌っていたりした（「1730」が見張り役たちが「暴力を振るう」原因であったのではなか（Ob nicht wahr, das die wache keine andere ursache darzuwe gehabr,

als das Johann Klipsteins bursche inn heimb gehenn, etwas geiauchzet vmdt inn die laute gesungenn?）」

(45) StadtAL, Richterstube, Stratakten, Nr. 311, fol. 70v.

(46) StadtAL, Richterstube, Stratakten, Nr. 311, fol. 21r: 「教会の近くにやうして来た見張り役のうちの誰かが角の「1730」で Klipstein 氏に遭遇したのを 穀竿で打ちかかったのではなか（Ob nicht die ienigenn nom der wache, so bey der kirchenn herkommenn, uff Klipsteinem, da sie ihn einn ecklinn nom seinem haube angetroffenn mit dem flegeln zuegeschlagenn?）」

(47) StadtAL, Richterstube, Stratakten, Nr. 311, fol. 70v-71r.

(48) StadtAL, Richterstube, Stratakten, Nr. 311, fol. 73v-74r.

(49) StadtAL, Richterstube, Stratakten, Nr. 311, fol. 22r: 「見張り役たちは「Klipstein 氏の懇願」」気を留めず、ひやく悪態をこき、汚い言葉を何度も浴びせ、彼の家の戸の前で彼に向かつて穀竿で無慈悲に殴りかかったのではなかつたのか（Ob nicht wahr, das die wache deßenn ungeachtet grewlich gefluchet, die Sacramenta heuffg raus geschuttet, vmdt uff Klipstein vor seinen eigenen haubthur mit dem flegeln gantz vnbarhertzig zuegeschlagenn.）」

(50) StadtAL, Richterstube, Stratakten, Nr. 311, fol. 23v: 「見張り役は穀竿で何度も無慈悲に Klipstein 氏の家や戸を叩く

- たのびはなかつたのか (Ob nicht wahr, das die wache mitt dem fleghelm etliche mahl grausamblich am Klipsteins haus vmdt thur geschlagen?)」
- (51) StadtAL, Richterstube, Strataken, Nr. 311, fol. 23v-24r: 「見張り役はひやく悪譚さくぢ [Klipstein 氏ご] 汚言葉を浴びせたのびはなかつたのか (Ob nicht die wache graulich vmdt abscheulich gefluchet, auch mit hundert taußent sacramentenn vmb sich geworffenn?)」
- (52) StadtAL, Richterstube, Strataken, Nr. 311, fol. 24r: 「この言及していな別の見張り役も、Klipstein 氏の家の中にいた者たちを悪党や盗人と罵つたのびはなかつたのか (Ob nicht berorte wache alle die ienigenn, so damals im Klipsteins haube gewebenn, etliche mahl vor scheimenn vmdt diebe gescholen?)」
- (53) StadtAL, Richterstube, Strataken, Nr. 311, fol. 24r: 「見張り役は彼ら「家の中いらた者たち」を挑発し、『おおお前から悪党、盗人よ、外に出つてな、このさくぢごうぢ』と言つたのびはなつか (Ob nicht die wache sie heraus gefordert vmdt gesaget, kombt heraus ihr scheimenn vmdt diebe, das euch gots hundert taußent sacrament fuhrer?)」
- (54) StadtAL, Richterstube, Strataken, Nr. 311, fol. 76r: Henkers Hetzbruder, S. 159-163 を参照。
- (55) StadtAL, Richterstube, Strataken, Nr. 311, fol. 76r: 「このび処罰されたのは Hans Roll であらう。これはおそら
- (56) StadtAL, Richterstube, Strataken, Nr. 311, fol. 26v: 「誰人か、Klipstein 氏がバーフース教会のところにやつて来た見張り役たちの中の一部によつて傷や攻撃を受けたと信じて証言しなければならぬのびはなつか (Ob nicht zeuge eigentlich glaube, wiße vmdt bekennen muß, das Klipstein die schaden vmdt stöße von dem einen hauffenn aus der wache bekommen, welcher bey der Baarfußer kirchem nebenn dem röhrkessenn herkommenn?)」
- (57) StadtAL, Richterstube, Strataken, Nr. 311, fol. 26v: 「誰人か、Klipstein 氏がその見張り役に何らかの原因を与えた」と正真正銘言つて何があつたのか (Ob zeuge mit wahrheit sagenn könne, das Klipstein derselbigenn wache einigge ursache dartzue gebenn?)」
- (58) StadtAL, Richterstube, Strataken, Nr. 311, fol. 26v-27r: 「Johann Klipstein 氏は敬虔で平穩かつ名譽ある男性であり、これまで誰とも口論などするような人間ではなかつたのびはなつか (Ob nicht Johann Klipsteinn gar ein frommer, stiller vmdt ehrlicher man sey, der sich mit niemant zu zanken pflege?)」
- (59) このうした暴力の行使の正当化については Bendlage, Henkers Hetzbruder, S. 159-163 を参照。
- (60) このび処罰されたのは Hans Roll であらう。これはおそら

く、「二人の容疑者のうちのどちらが実際に Klipstein を攻撃し負傷させたのか」という第四六項 (StadtAL, Richterstube, Strakten, Nr. 311, fol. 28r) のことについて Julius Girsche が「Hans Roll 以外にはあり得ません」(Ebd., fol. 73v) と明言したのに対して、Hans Roll は「自分の攻撃が Klipstein に命中したのかわからないと言えませぬ」(Ebd., fol. 78r) と答えたことによると思われる。本裁判記録において Julius Girsche に対する処罰は明記されていない。